

第6回 京都市公契約審査委員会 会議録

- 1 日時 令和3年7月16日（金）午前10時00分から12時00分まで
- 2 場所 職員会館かもがわ2階大会議室
- 3 出席者 牧紀男委員長，大西啓子委員，川勝健志委員，嶋倉万由子委員，津田純一委員，中田英里委員，野田崇委員，原敏之委員，松島格也委員（五十音順）
以下，京都市
刃刀岳秀行財政局財政担当局長，上野等同局管財契約部長，西川正輝同部契約課長，
松浦忠則交通局企画総務部総務課長，大坪一希上下水道局総務部契約会計課制度管理係長ほか
- 4 傍聴者 2名
- 5 会議録
 - (1) 財政担当局長挨拶
 - (2) 新任委員紹介
新しく委員に就任した委員を紹介（川勝健志委員）
 - (3) 議事
 - ア 委員長等の互選等
(公契約審査委員会について)
 - ・委員長を互選し牧委員長へ決定
 - ・牧委員長が中田委員を委員長職務代理に指名(契約審査専門部会について)
 - ・牧委員長が部会長を兼任
 - ・牧委員長が川勝委員，中田委員，野田委員，松島委員を部会員に指名
 - ・牧委員長が松島委員を部会長職務代理に指名
 - イ 契約審査専門部会の結果報告（事務局から資料に基づき説明）
 - ウ 公契約基本条例の取組状況（事務局から資料に基づき説明）
 - エ その他

令和2年度契約審査専門部会の結果について

事務局

それぞれ次の契約に向けての御意見のため，同様の案件では何らかの対応策をお示しできたらと思う。

市内中小企業の受注等の機会の増大について

嶋倉委員

P15のグラフにおいて物品契約金額の市内中小受注率が横ばいとなっているが、市内中小企業の受注機会の増大を目標としているのであれば目標値等の設定はあるのか。

事務局

契約依頼があれば、極力市内中小企業が受注しやすいように、複数の項目があれば分割発注をするなど努めているが、各部署における予算組みの部分はコントロールできないため、目標数値の設定にはなじまず、経年比較が妥当なのではないかと考えている。

委員長

同規模の政令市の市内受注率は調べているのか。

事務局

各都市において同様の統計を取っていると考えられるので、単純な比較は可能だと考える。

委員長

産業構造が各都市で違うので比較は難しいのか。

事務局

都市それぞれの特徴があるため良し悪しを比較することは難しい。例えば、大阪市のような大都市であれば、大規模資本の企業等があり、市内の企業が受注しやすいという特徴があることが考えられる。

津田委員

京都府は大阪府や兵庫県と比べると、港、高速道路網についても発展途上であり、材料調達にハンディがある。

加えて、京都市が厳しい財政状況ということで、調達額を下げるようなことがあれば、市内中小企業にとってハンディとなると思う。

京都市内で行う大型の案件について、市内中小企業に対して調達方法として何かできることはないか。

事務局

本市発注については、財源が減る中で、従来どおり、極力市内中小へ発注していくことを今後も続けてまいりたい。

津田委員

京都市内で行う国や京都府等の大型案件に対して中小企業が発注できるような後押しになるような方法を検討いただきたい。

事務局

市内で行う国や京都府の事業について、市内業者が受注していただければありがたいと思うが、それぞれの発注自治体の意図もあるので、こういった取組ができるかは即答できないが、御意見を踏まえ検討させていただきたい。

津田委員

府市連携を取りながら中小企業の受注に寄与できるような思いを持っていただければと思ったため発言させていただいた。

事務局

京都府は、公契約大綱により府内の事業者には配慮している。今後も情報収集に努めていく。

委員長

京都府との情報共有はしているのか。

事務局

京都市の契約制度を構築する際に、他団体の状況を調査、確認したうえで、情報交換も常々している。

特に、京都府の制度は参考にしている。

野田委員

市内業者を優遇する話が出ているが、京都市は地方公共団体であるため平等原則に縛られており、中小企業基本法に基づく合理的な差別を行うことは可能だが、他都市の中小企業を合理的に排除するのは無理ではないか。市内業者を優遇することは例外的なケースであることを常に意識してほしい。

京都市は規模が大きいのである程度いいかもしれないが、中小企業を育成できない状況となっているという指摘もあるため、そこは御留意いただきたい。

一律に市内中小を優先するという事は、各都市が排除しあうことになるため、あまり生産的ではない面があるかと思う。

事務局

原則と例外が逆ではという御意見があるのは承知している。

原則市内中小企業への発注としているが、市内中小企業の該当企業が1社しかないなど、一定の競争性が確保できないと判断した場合は、市外業者も含めて発注させていただいており、市内企業への優先発注と、競争性についてはバランス確保に努めている。

中田委員

中小企業の成長の後押しとしては、技術力の向上、質の向上をし、様々な取引を行っていただくことが重要である。

P 1 2 主な取組のところ、総合評価方式において共同企業体への市内企業の出資割合を加点要素に追加したのは、市内企業に市外企業の技術力の吸収を促す取り組みの一つかと思っている。

P 1 3 の工事契約市内中小受注率では、契約件数は横ばいだが、契約金額は平成30年と比べて比率が下がっており、市内中小企業の技術力の向上の後押しができていないように見える。

高額な案件は市内中小企業が受注できていないが、そういった案件のすべてが技術力を要するとは言えない。

今後、どのように技術力の向上を後押しするのか、またその確認にはこういった指標がいいのかについて検討いただけたらと思う。

事務局

橋梁工事等で、市内中小企業を含むJVに発注することによって代表企業の技術力の向上に寄与していると考えている。ただ、件数は多くないため、統計的に有意な情報として取るにはもう少し長いスパンを見る必要があると考えている。

また、技術的に難易度が高い工事と金額の高い工事が必ずしも一致するとは限らないので、それをどのように切り分けて統計化するか等を研究してまいりたい。

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保について

原委員

P 1 6 労働者の適正な労働環境の確保について、主な取組では「4週8休の達成」について記載があるが、今後の方向性のところでは「4週6休以上で経費補正している」ことについて説明いただきたい。適正な工期が短くなったかのように見える。

人件費にコストのしわ寄せがいく可能性が高い。ワーキングプアにならないよう、適正な労働賃金水準の確保をお願いします。

事務局

4週8休を目標に掲げているが、4週8休に達しない場合は一切加算をしないというわけではなく、努力の結果4週6休でも達成した工事についても一定の加算をし、4週8休へ向けた段階的な取組を促している。

ワーキングプア対策への取組については、国の調査に基づき公共工事の労務単価が設定されており国の単価が改定されれば本市も追随していく。

こうした取組によりダンピング対策、ワーキングプアへの対策に努めてまいりたい。

公契約の適正な履行と質の確保について

川勝委員

P 1 8, 1 9 について、落札率以外にも入札制度の動向を確認するにあたって、失格業者の件数や不落の発生件数など、長期のデータをお示しいただきたい。

事務局

落札率以外にも不落不調の件数のデータはある。こういった工種で不落不調が発生しているかについては注視している。

不落不調が発生した場合、改めて入札にかけるか、または随意契約を締結することとなり、ひいてはこれが事業の遅れにつながる。不落不調が発生すれば必要に応じて条件設定等を見直している。

長期的なスパンでいうと、平成25年～27年について資材の急騰により落札者が決まらないという状況があったが、最近は不落不調の発生率が低下している状況である。

川勝委員

京都市では、一者入札は許容しているのか。

事務局

本市では入札が一者でも落札決定が可能である。

公契約を通じて社会的な課題の解決に資する取組について

大西委員

P20 社会的課題の解決に資する取組の、主な取組の3つ目に「持続可能な社会を構築する取組の重要性を理解し取組」とあり、昨年度からは宣言的な文書の提出を開始し、令和3年4月から具体的な取組内容の記載を義務化したとのことだが、昨年度の1年間で、具体的にどのような取組例があったのか。また、どの内容でいくつ出されたかを伺いたい。

また、入札参加条件設定に「再生可能エネルギー比率100%電気の料金メニューにより、各入札で求める電気量を供給する者」が今年から追加されていると思うが、実際には難しいのではないのか。どのようなものを想定しているのか。

事務局

昨年度から今年の7月15日までで、物品53者、工事6者から提出をいただいた。

取組内容の中身は、京都市の市内中小企業の受注等の増大に努めるといった内容が多かった。

項目別では、「8 働き甲斐も経済成長も」が最も多く、次に多かったところが「4 質の高い教育をみんなに」である。これは主に、学校にタブレット端末を導入したことがあげられている。

また、「13 気候変動に具体的な対策を」では、「発電所を自社で発電している」という内容の記載もあった。

次に、再生エネルギー比率100%の電気料金メニューについては、従来CO2の排出件数、再エネルギーの導入条件など、一定の要件を満たしている業者のみ応札可能としていた。これに加え、再生エネルギー比率100%の電気メニューのある業者参加可能とさせていただいたが、委員御指摘のとおり価格競争力があるかと言われると難しいところがある。これについては、政策目的として入れさせていただいているものである。

大西委員

こうした項目を入れていただくことで、持続可能な社会へ向かうと思うので、引き続きお願いする。

牧委員長

SDGs 宣誓書の提出件数等は公表予定か。

事務局

宣誓書の導入目的としては、各企業での取組を啓発していくということであり、統計を取って公表することは予定していなかったが、どういったことができるかは検討させていただく。

津田委員

SDGs の取組については、京都市が主導となって企業へPRしていただきたい。

事務局

SDGs の取組については、SDGs を所管している部署があるので、宣言の取組についても担当部局と情報共有しながら進めている。どういう形で啓発すれば良いかということについては、今回の意見を共有させていただく。

大西委員

排出係数が一定以下であることはもちろんであるが、再生可能エネルギーの導入状況も記載していただけないか。世界では再生可能エネルギー100%を目指す動きがあり、京都市も同様に目指していることから、導入率を記載していただくことで、より具体的な基準になると思う。

2030年に向けて危機的な状況にある今、多少の無理を承知で入れていただきたい。

事務局

基準は足切り点という形ではなく、例えば二酸化炭素の排出係数が0.25未満であれば70点加点、再生可能エネルギーの導入状況については、例えば50%以上であれば30点加点、逆に5%であれば5点減点というような計算となっており、総合点数が一定点数以上あることを要件としている。

川勝委員

P20, 21のところでは積極的に入札契約制度と社会課題の解決を結び付けており素晴らしいと思う一方で、京都市としての枠組みでどういったところまで取り組むかについて、何らかの基準を持っていないといけない。

本来はそれぞれの社会課題は政策を所管する各担当部局において解決していくことが前提で、他の分野での制度の枠組みをもって補完するということだと思うが、今後は、基準に基づいた取捨選択が必要だろうと思う。社会の変化で、かつては必要だったものが役割を終えていくときに整理する必要がある。

また、市の将来ビジョンに照らしたときに優先順位をしっかりとさせておく必要がある。発注者側も含め、手続きが煩雑になると負担になるという観点が必要である。

事務局

事業者の格付にあたって、企業の経営成績を建設業許可の部署である京都府が客観的に評価した数値が、その企業の経営技量や技術力を適正に評価するものとして参考となる資料になる。

極端に言えば例えばこれだけで格付けを決める都市もある。

政策的な加点項目についてはどのあたりの水準が適正なのか、また配点割合のバランスを一定確保しながらやっていくという点では、配点割合について何らかの考え方を持っておくべきだと思う。

一方で、一旦加点してしまうと、事業者も初期投資をしていただくこととなるので、それを縮小するのがいいのか、どうすれば理解いただけるのか等の課題について苦慮しているところであるので引き続きアドバイスをいただけたらと思う。

川勝委員

基準の部分について、本来入札契約制度の場合、特に重要な基準として競争性や公正性があると思うが、そういったことに照らして、社会課題解決に資する要素が相矛盾しないか、ゆがめのないようなものを定めるという観点が重要である。

最近、社会課題解決がクローズアップされやすいが、競争性、公平性、公正性が最重要であるのでそこを基軸に考えることが揺るがないようにしていただきたい。

事務局

公正性を確保するため、誰が見ても分かる指標によって加点評価している。

例えばISOを取得しているかどうかは客観的に明らかである。客観性に配慮することが最低条件だと考えており、それを満たす指標でないと加点評価は難しいと考えている。

小括

松島委員

条例の内容の成果を追ううえでどれだけ達成したかも大事だが、目的に照らし合わせることも大事である。

中小企業に限らず、京都市公契約基本条例第1条にあるように地域経済の健全な発展に寄与するという点については、可能な限り多面的に見ていく努力をしていただければと思う。

P18の落札率はこれだけでは評価しづらい。例えばダンピングについては、最低制限価格を下回った件数も確認できればと思う。競争性という観点からすると落札率は低いほうがいいが、一方で、低くなることで質が悪くなるとよくないので最低制限価格があることには両面性があると思う。そのためだけに調査をすることは求めないが、すでに把握している情報があればぜひ公表いただきたい。

事務局

ダンピングについては、入札参加者全者が最低制限価格を割ってしまえば入札不成立となるので、最低制限価格を下回った入札の件数は統計を取っている。何ができるかについては考えていきたい。

また、工事では、国の公契連モデルで75～92%程度の範囲内で落札できるような基準を設定することとなっているため、適正な範囲内に入っているとは考えているが、落札率の傾向をどのように分析するのが良いかは検討が必要。

その他

事務局から、新型コロナウイルス感染症拡大に係る契約課の主な対応について報告。また、後日、本日の会議録の確認を依頼すること等について事務連絡

以上